でいげん がいこく じん こ たい きょういく そうごう てき すいしん 提言 1:外国人の子どもに対する教育を総合的に推進する 体制を整備する。

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

かいこく じん こ たい きょう にない はう じさり ほうほう かん ししん きだ ざいにち がにく じん 外国人の子どもに対する教育内容や指導方法に関する指針を定めた「在日外国人 きょうじく きょうじょ きょうじょ さいこう 教育基本方針」を早急に策定する。

外国人保護者および外国人の子どもに対し、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションを実施したり、外国人の子どもと日本人の子どもの相互理解を推進するためのガイドラインの作成などを行う外国人教育担当部署を市教育委員会に設置する。設置および事業の実施にあたっては、外国人保護者の意見が充分に反映されるよう記慮する。

かくがっこう がにくじんきょういくたんとうしゃ 各学校に外国人教育担当者をおくとともに、外国人教育担当者および外国人の こうどもをクラスに受け持つ教師が中心となって、外国人の子どもに対する教材の作成 や整備、教職員研修、研究交流会などを行う 外国人教育に関する研究機関を設置する。

提言の背景

● 地域における多文化化・多民族化が急速に進む中で、互いの文化や価値観を認めあいながら「共に生きていく」生活感覚が、住民ひとりひとりに求められています。 共生とは、 誰もが皆、人間らしく生き、 幸せに暮らす権利」すなわち人権の理念に基づいて進めていくことが基本であり、日本においても、1994年に「子どもの権利条約」が 翌年には「人種差別撤廃条約」が批准され、また、「人権教育のための国連 10年(1995~2004年)行動計画」などの国際的な潮流によって、人権尊重の精神がいっそう重要なものとして幅広く認識されるようになりました。

- 一方、1992年の出入国管理法改正により、南米諸国出身の日系人に日本での はまうろう みち ひら 就労の道が開かれたことや、国際結婚の増加によって、異なる宗教、文化、習慣を 持ち、日本語の理解が充分でない保護者や子どもが増えてきており、こうした子ども達 の「育つ権利」を保障し、外国人保護者の不安を解消するための施策の充実が望まれています。
- 静岡市教育委員会では、市立小、中学校へ入学する外国人の子どもとその保護者に対して、学校生活案内ガイドブックを配布しており、日本語の理解が充分でない
 ことでは、でいては、日本語教室や訪問指導により日本語習得の支援を行うなど、
 取り組みが進められています。しかし、入学後の対応は、それぞれの学校または教師によってまちまちであり、多様化する外国人住民の現状に対応した、総合的な推進体制が整備されているとはいえません。
- また、国際結婚の増加にともない、保護者の一方が外国人である「ダブル」の子どもが増えています。「日本人の子とも」、「外国人の子とも」という説がでは、日本で生まれ、日本国籍を持ちながら、外国人の親からも歴史や文化を受け継ぐ子とも達に対して、充分な教育はできません。
- 多様な文化的背景を持つ人々が、個々の違いを「あたりまえ」のものとして受け止め をいる文化や価値観を認めあいながら、地域社会の中で共に生きていく「多文化共生」 の実現に向けて、日本語や日本社会の価値観を教え、日本式にふるまわせる できまうきょうは、 適応教育」にしばられず、様々な文化を背おう子ども達が、民族的なアイデンティティに誇りを持ちながら成長していけるような、広い意味での人間教育につながる取り組みが必要です。

でいげん じょうぼうていきょう ば ひる た げんご ひょうき 提言 2:情報提供の場を広げるとともに、多言語による表記を 推進する。

具体的な取り組みとして、次の3点について市長に提言します。

を よりいっそう充実すること。 とせいじょうほう こーなー ゆうびんきょく こうみんかん がっこう しんぶん らじお ほうそう 多言語メディア、市政情報コーナー、郵便局、公民館、学校、新聞、ラジオ放送、 しょうほう ていきょう は ひら インターネットなどを介して、情報提供の場を広げるとともに、多言語による情報提供

提言の背景

- 地域で生活する住民として、様々な行政サービスの提供を受け、義務を果たし、 さらにまちづくりに参画していくためには、情報の受信が必要不可欠です。
- 行政から発信される情報の大部分は 広報紙やパンフレットなどの文字によるものですが、外国人住民の多くは 特に日本語の読み、書きの能力が充分でないことから、行政情報が充分に行き届いていない現状があります。また、情報不足にあわせて、
 ぶんか しゅうかん ちが 文化や習慣などの違いから、生活上のトラブルに巻き込まれる場合も少なくありません。
- 1997年の阪神 淡路大震災では、日本語の理解が不充分なために、避難所の存在 を知らず、付近の公園で数日間も飢えをしのいでいた外国人の例がボランティアから

またく うて たちば はりょ じょうまうていきょう じゅうようせい う ぼ 報告されるなど、受け手の立場に配慮した情報提供の重要性が浮き彫りにされました。

- 多言語による情報提供を充実するとともに、やさしい漢字だけを使用する、漢字や かたかな カタカナにふりがなを併記する、イラストレーションや図を積極的に活用するなど、文章 を読みやすくする工夫により、多くの外国人住民にとって、「日本語の壁」がかなり低くなることが期待できます。

でいげん がいこく じんじゅうみん にほん じんじゅうみん どうとう ぎょうせい さーびす と言 3:外国人住民が日本人住民と同等の行政サービスを う だいせい せいび 受けられる体制を整備する。

具体的な取り組みとして、次の1点について市長に提言します。

住民票の写しと同様に、公民館などに設置されている市民サービスコーナー はっち ないびに市役所自動交付コーナーおよび南部公民館市民サービスコーナーに設置 されている証明書自動交付機で登録原票記載事項証明書の交付を受けられるよう 改善すること。

提言の背景

- 地方自治法では、「住民は、地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、
 「会社」では、「ない」では、
 「会社」では、
 「会社」であり、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」では、
 「会社」であり、
 「会社」では、
 「会社」では
- 外国人住民は、納税の義務をはじめとする様々な義務を負担しており、日本人と同じ いはもうみん たちば がくしゅ ぎょうせい さーびす う けんり も 住民としての立場から、各種の行政サービスを受ける権利を持っています。
- 近年、市民に対する行政サービス向上の一環として、公民館などに設置されている しまか、さーびす こーなー しゃくしょ じどう こうぶ こーなー せっち 市民サービスコーナーや、市役所自動交付コーナーなどに設置されている証明書自動 交付機で、市役所の休日や時間外でも住民票の写しの交付を受けられるようになりました。
- また、住民票の写しや印鑑登録証明書の自動交付を行う端末機器を郵便局へ設置 †な、「ワンストップ行政サービス」の実験が、国によって進められています。

でいげん とも い いしき はぐく た ぶんか こうりゅう そくしん 提言 4:共に生きる意識を育むために、多文化交流を促進する。

具体的な取り組みとして、次の2点について市長に提言します。

し しゅさい いべんと がにく じんじゅうみん さんか せっきょくてき そくしん 市主催のイベントへの外国人住民の参加を積極的に促進すること。

日本語教育施設で学ぶ外国人就学生と日本人との交流の場を広げるよう促進すること。

提言の背景

- 地域における多文化化、多民族化が進む中で、静岡市においても、100を超す市民 じしゅ かつどう だんたい しゅたい かく こうみんかん しずおか し こくさい こうりゅうきょうがい の自主活動団体を主体として、各公民館や静岡市国際交流協会などにより、異文化 理解を目的とした様々な事業が行われています。
- 国際交流」や「異文化理解」をテーマとしたこれらの事業は、主に日本人を対象と がにく ぶんか はは せいかっ がにく じんじゅうみん こうりゅう きかい ていきょう して、外国の文化にふれたり、地域で生活する外国人住民と交流する機会を提供しています。また、外国人住民にとっては、講師として自国の文化や歴史を広く紹介する 機会となっています。
- 一方、市内に複数の大学および短期大学を有する静岡市には、大学などへの進学をめざして、日本語教育施設(日本語学校)で日本語を学んでいる就学生も数多く生活しています。就学生のほとんどは、母国の経済事情を背景に、生活費を稼ぐためのアルバイトを続けながら勉強していますが、学内での交流や各種の事業を通じ、日本人との出会いにめぐまれている留学生(大学生)と比べて、日本人と接する機会が限られているのが実情です。日本人との交流は、就学生にとって「生きた日本語」にふれる絶好の機会ともなります。